

答申（制）第27号
平成29年9月19日

長崎県知事 中村 法道 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二



個人情報の取扱いについて（答申）

平成29年7月12日付け29県民第94号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

なお、防犯カメラ等による個人情報の収集が類型に該当するかどうかの判断にあたっては、特に慎重に行うこととし、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるようお願いいたします。

記

長崎県個人情報保護条例第7条第2項第8号に基づく個人情報の本人からの収集原則の例外に関する事項について

諮問された事項については、本人以外からの収集が必要なものと認められます。

ただし、管理要領の整備にあたっては、収集した画像データの漏えい、滅失及び毀損の防止等の情報セキュリティ対策を含め、個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置を講じることを要請します。

(別紙)

諮問に係る事項

1 個人情報の本人からの収集の原則の例外に関する事項（第7条第2項第8号）

類 型	本人以外から収集する理由又は必要性
<p>県有施設等において、犯罪、事故又は災害を防止する目的で、継続的な監視が必要であるとして設置するカメラ（以下「防犯カメラ等」という。）により、個人の容姿、行動内容等の個人情報を収集する場合。</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害することがないよう、次の事項のすべてを満たす場合に限る。</p> <p>(1) 防犯カメラ等による個人情報の収集は、目的を達成するために必要なものであること。</p> <p>(2) 個人情報の適切な取扱いを定めた管理要領を整備すること。</p> <p>(3) 防犯カメラ等の設置に当たっては、原則として撮影対象区域毎にその区域内又はその付近の見やすい場所に防犯カメラ等を設置している旨を表示すること。</p> <p>(4) 防犯カメラ等の設置施設等を公表すること。</p> <p>(5) 防犯カメラ等の設置・運用状況を長崎県個人情報保護審査会へ定期的に報告すること。</p>	<p>○ 犯罪、事故又は災害を防止する目的で、防犯カメラ等を設置することが必要な場合がある。</p> <p>○ 防犯カメラ等による撮影という事務の性質上、被撮影者の同意を得て個人情報を収集することは困難な場合がある。</p>

答申（制）第30号
平成29年9月19日

長崎県警察本部長 国枝 治男 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二



個人情報の取扱いについて（答申）

平成29年7月24日付け崎装（管財）第155号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

なお、施設管理カメラによる個人情報の収集が類型に該当するかどうかの判断にあたっては、特に慎重に行うこととし、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるようお願いいたします。

記

長崎県個人情報保護条例第7条第2項第8号に基づく個人情報の本人からの収集原則の例外に関する事項について

諮問された事項については、本人以外からの収集が必要なものと認められます。

ただし、管理要領の整備にあたっては、収集した画像データの漏えい、滅失及び毀損の防止等の情報セキュリティ対策を含め、個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置を講じることを要請します。

(別紙)

諮問に係る事項

1 個人情報の本人からの収集の原則の例外に関する事項（第7条第2項第8号）

類 型	本人以外から収集する理由又は必要性
<p>警察施設の保全と警備保安に資する目的で、継続的な監視が必要であるとして設置するカメラ（以下「施設管理カメラ」という。）により、個人の容姿、行動内容等の個人情報を収集する場合。</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害することがないよう、次の事項のすべてを満たす場合に限る。</p> <p>(1) 施設管理カメラによる個人情報の収集は、目的を達成するために必要なものであること。</p> <p>(2) 個人情報の適切な取扱いを定めた管理要領を整備すること。</p> <p>(3) 施設管理カメラの設置に当たっては、原則として撮影対象区域毎にその区域内又はその付近の見やすい場所に施設管理カメラを設置している旨を表示すること。</p> <p>(4) 施設管理カメラの設置施設を公表すること。</p> <p>(5) 施設管理カメラの設置・運用状況を長崎県個人情報保護審査会へ定期的に報告すること。</p>	<p>○ 犯罪、事故又は災害を防止する目的で、施設管理カメラ等を設置することが必要な場合がある。</p> <p>○ 施設管理カメラによる撮影という事務の性質上、被撮影者の同意を得て個人情報を収集することは困難な場合がある。</p>

答申（制）第31号
平成29年9月19日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二



個人情報の取扱いについて（答申）

平成29年7月24日付け29教総第152号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

なお、防犯カメラ等による個人情報の収集が類型に該当するかどうかの判断にあたっては、特に慎重に行うこととし、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるようお願いいたします。

記

長崎県個人情報保護条例第7条第2項第8号に基づく個人情報の本人からの収集原則の例外に関する事項について

諮問された事項については、本人以外からの収集が必要なものと認められます。

ただし、管理要領の整備にあたっては、収集した画像データの漏えい、滅失及び毀損の防止等の情報セキュリティ対策を含め、個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置を講じることを要請します。

(別紙)

諮問に係る事項

1 個人情報の本人からの収集の原則の例外に関する事項（第7条第2項第8号）

類 型	本人以外から収集する理由又は必要性
<p>県有施設等において、犯罪、事故又は災害を防止する目的で、継続的な監視が必要であるとして設置するカメラ（以下「防犯カメラ等」という。）により、個人の容姿、行動内容等の個人情報を収集する場合。</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害することがないよう、次の事項のすべてを満たす場合に限る。</p> <p>(1) 防犯カメラ等による個人情報の収集は、目的を達成するために必要なものであること。</p> <p>(2) 個人情報の適切な取扱いを定めた管理要領を整備すること。</p> <p>(3) 防犯カメラ等の設置に当たっては、原則として撮影対象区域毎にその区域内又はその付近の見やすい場所に防犯カメラ等を設置している旨を表示すること。</p> <p>(4) 防犯カメラ等の設置施設等を公表すること。</p> <p>(5) 防犯カメラ等の設置・運用状況を長崎県個人情報保護審査会へ定期的に報告すること。</p>	<p>○ 犯罪、事故又は災害を防止する目的で、防犯カメラ等を設置することが必要な場合がある。</p> <p>○ 防犯カメラ等による撮影という事務の性質上、被撮影者の同意を得て個人情報を収集することは困難な場合がある。</p>

答申（制）第32号
平成29年9月19日

長崎県交通局長 山口 雄二 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二



個人情報の取扱いについて（答申）

平成29年7月25日付け29交管第44号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

なお、防犯カメラ等による個人情報の収集が類型に該当するかどうかの判断にあたっては、特に慎重に行うこととし、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるようお願いいたします。

記

長崎県個人情報保護条例第7条第2項第8号に基づく個人情報の本人からの収集原則の例外に関する事項について

諮問された事項については、本人以外からの収集が必要なものと認められます。

ただし、管理要領の整備にあたっては、収集した画像データの漏えい、滅失及び毀損の防止等の情報セキュリティ対策を含め、個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置を講じることを要請します。

(別紙)

諮問に係る事項

1 個人情報の本人からの収集の原則の例外に関する事項（第7条第2項第8号）

類 型	本人以外から収集する理由又は必要性
<p>県有施設等において、犯罪、事故又は災害を防止する目的で、継続的な監視が必要であるとして設置するカメラ（以下「防犯カメラ等」という。）により、個人の容姿、行動内容等の個人情報を収集する場合。</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害することがないよう、次の事項のすべてを満たす場合に限る。</p> <p>(1) 防犯カメラ等による個人情報の収集は、目的を達成するために必要なものであること。</p> <p>(2) 個人情報の適切な取扱いを定めた管理要領を整備すること。</p> <p>(3) 防犯カメラ等の設置に当たっては、原則として撮影対象区域毎にその区域内又はその付近の見やすい場所に防犯カメラ等を設置している旨を表示すること。</p> <p>(4) 防犯カメラ等の設置施設等を公表すること。</p> <p>(5) 防犯カメラ等の設置・運用状況を長崎県個人情報保護審査会へ定期的に報告すること。</p>	<p>○ 犯罪、事故又は災害を防止する目的で、防犯カメラ等を設置することが必要な場合がある。</p> <p>○ 防犯カメラ等による撮影という事務の性質上、被撮影者の同意を得て個人情報を収集することは困難な場合がある。</p>

答申（制）第33号
平成29年9月19日

長崎県公立大学法人
理事長 稲永 忍 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二



個人情報の取扱いについて（答申）

平成29年7月26日付け29長公法第43号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

なお、防犯カメラ等による個人情報の収集が類型に該当するかどうかの判断にあたっては、特に慎重に行うこととし、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるようお願いいたします。

記

長崎県個人情報保護条例第7条第2項第8号に基づく個人情報の本人からの収集原則の例外に関する事項について

諮問された事項については、本人以外からの収集が必要なものと認められます。

ただし、管理要領の整備にあたっては、収集した画像データの漏えい、滅失及び毀損の防止等の情報セキュリティ対策を含め、個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置を講じることを要請します。

(別紙)

諮問に係る事項

1 個人情報の本人からの収集の原則の例外に関する事項（第7条第2項第8号）

類 型	本人以外から収集する理由又は必要性
<p>県有施設等において、犯罪、事故又は災害を防止する目的で、継続的な監視が必要であるとして設置するカメラ（以下「防犯カメラ等」という。）により、個人の容姿、行動内容等の個人情報を収集する場合。</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害することがないよう、次の事項のすべてを満たす場合に限る。</p> <p>(1) 防犯カメラ等による個人情報の収集は、目的を達成するために必要なものであること。</p> <p>(2) 個人情報の適切な取扱いを定めた管理要領を整備すること。</p> <p>(3) 防犯カメラ等の設置に当たっては、原則として撮影対象区域毎にその区域内又はその付近の見やすい場所に防犯カメラ等を設置している旨を表示すること。</p> <p>(4) 防犯カメラ等の設置施設等を公表すること。</p> <p>(5) 防犯カメラ等の設置・運用状況を長崎県個人情報保護審査会へ定期的に報告すること。</p>	<p>○ 犯罪、事故又は災害を防止する目的で、防犯カメラ等を設置することが必要な場合がある。</p> <p>○ 防犯カメラ等による撮影という事務の性質上、被撮影者の同意を得て個人情報を収集することは困難な場合がある。</p>